

奈良県 2mSSB 愛好会会則

第 1 条(名称)	本会は奈良県 2mSSB 愛好会(略称 NTSL Nara Two-meter SSB Lovers)と称する。
第 2 条(事務局)	本会は事務局を設置し会務の推進を行う。事務局所在地は、担当する事務局員の住所とする。
第 3 条(目的)	本会は奈良県内における 2mSSB 運用局の親睦を深め、2mSSB の健全なる普及と技術の向上、並びに運用マナーの向上を図り、無線通信による地域社会への貢献を目的とする。
第 4 条(事業)	本会は次の事業を行う。 (1)2mSSB に関する資料および文献の収集並びに知識の普及。 (2)防災意識高揚活動・災害時の通信活動。 (3)ホームページ、ML の運用 (4)その他、本会の目的達成に必要な事業。
第 5 条(事業年度)	本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
第 6 条(会員資格)	本会の会員は次の資格を有する事とする。 (1)奈良県内及びその周辺に設置もしくは常置所を有し、2mSSB を運用する局であること。 (2)その他、2mSSB に興味を有するもの。 (3)会員の家族は、家族会員と称する。
第 7 条(入会手続)	本会に入会しようとする者は、下記事項を記入した申込書をもって、事務局に届け出ることとする。 (1)コールサイン (2)氏名 (3)住所 (4)電話番号 (5)電子メールアドレス (6)無線従事者免許番号 (7)免許月日 (8)運用リグ・アンテナ
第 8 条(資格喪失)	本会の会員は下記の事由により、役員会の議決を経てその資格を失う。(1)死亡した時(2)電波法令に違反し罰則の適用を受けたとき。 (3)本会の事業を故意に妨害し、又は本会の名誉を著しく傷つける行為があった時。 (4)故なくして会費の納入を怠った時。 (5)本人申し出があった時。
第 9 条(会費)	会費は年間 2,400 円(年度途中入会時:200 円/月)とし、翌年総会時までに納付する。高校生・大学生・家族会員は、半額とする。中学生以下の会員は会費を必要としない。但し、必要なときは役員会に諮り、臨時会費を徴収する事がある。
第 10 条(役員)	本会の役員は次の通りとする。 (1)会長 1 名 (2)副会長 2 名 (3)理事若干名 (4)会計 2 名 (5)事務局 2 名 (6)監査 1 名
第 11 条(役員選出)	本会の役員選出は下記の定めによる。 (1)役員は総会において会員の中より選出する。 (2)会長は役員の中より互選する。
第 12 条(役員任期)	役員の任期は次の通りとする。 (1)任期は 1 年とし、再任は妨げない。 (2)理事の内半数の任期は 2 年とする。 (3)役員に欠員が生じた時は、役員会において補充する。
第 13 条(役員業務)	役員の業務は次の通りとする。 (1)会長は本会を代表し、掌理統括する。 (2)副会長は会長を補佐し、本会の事業を推進する。 (3)理事は本会の事業を分担担当する。 (4)会計は本会の会計事務を担当する。 (5)事務局は本会の総務を担当する。 (6)監査は本会の会計及び事業を監査する。
第 14 条(総会)	総会は年 1 回とする。但し、次の事項に該当する時は臨時に開催することが出来る。 (1)役員の半数以上の要請があった時。 (2)役員会が必要と認めた場合。
第 15 条(役員会)	役員会は会長が招集し、本会の事務執行に必要な事項を決定する。
第 16 条 (総会の付議事項)	総会の付議事項次の通りとする。 (1)予算、決算報告 (2)事業報告、事業計画 (3)会則の変更 (4)その他、重要事項
第 17 条(議決)	総会、役員会の議事は出席者の半数を以て行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、総会の委任状は出席と認める。
第 18 条(雑則)	その他、必要な規定は役員会において決定する。 本会則は昭和 53 年 6 月 25 日より効力を発する。 昭和 57 年 7 月 25 日 一部改定 (第 9 条 会費) 平成 5 年 7 月 25 日 一部改定 (第 6 条 会員資格) 平成 6 年 7 月 24 日 一部改定 (第 9 条 会費, 第 10 条 役員) 平成 11 年 7 月 18 日 一部改定 (第 5 条 事業年度) 平成 13 年 5 月 20 日 一部改定 (第 9 条 会費) 平成 28 年 5 月 29 日 一部改定 (第 1, 2, 12, 13 条) 平成 30 年 5 月 19 日 一部改定 (第 2, 6, 9 条) 令和 2 年 5 月 31 日改定(第 4, 7 条) 令和 3 年 5 月 30 日改定(第 8, 9 条)

令和 3 年 5 月 30 日